

生活保護基準・26年度版 (1人暮らしの場合の月額)

(この額より収入が少なかったら生保開始になる基準) (下線部が変更点)

	1級地の1(都会) の保護基準 計26万1759円	2級地の1 の保護基準 計23万5432円	3級地の2 の保護基準 計20万2638円
1類(食費)20~40歳の額	39443円	35730円	31432円
2類(光熱・衣服・雑費)	42106円	38162円	33536円
障害者加算(手帳1・2級)	26750円	24880円	23010円
重度障害者加算(7月~)	14140円	14140円	14140円
他人介護料一般基準(全国同額)	69520円	69520円	69520円
住宅扶助(1.3倍額)	69800円	53000円	31000円
(↑各県で違う)	(↑東京都の額)	(↑高松市の額)	(↑北海道の額)

★介護の必要ない人は重度障害者加算と他人介護料一般基準を引いた額(ヘルパー制度等で必要な介護がすべて足りている場合は他人介護料一般基準を引いた額)が生保基準になります。

★実際には他人介護料特別基準の所長承認や大臣承認で生保額は増えます。

★この表に載っている部分は申請して原則14日以内に受けられます。特別基準の部分はそれ以上かかります。(電話で毎日進行を聞かないと特別基準の書類は棚ざらしにされることがあるので注意)

◆厚労省保護課係長談:「生保を受けられるかどうかの『生保基準』の算定に、『介護の必要な車椅子障害者の場合は、住宅扶助(1.3倍額)と他人介護料一般基準を入れるよう』各地の福祉事務所のワーカーに指導しているのですが、守られていない場合は指導しますので連絡ください。」

★ ↑ 生保基準について、福祉事務所のワーカーが無知な場合、①この表を見せて指摘してください。②それでもだめなら、当会制度係に連絡いただければ、厚労省保護課から指導してもらいます。

参考 25年7月までの月額(上記合計額)は、1級地の1:26万0480円 2級地の1:23万4150円 3級地の2:19万8260円。24年度からの3年間で約1万1000円下がる予定だったが、消費税増に合わせて生保も調整があり、上がっている。